

Title	中世後期学問史研究序説：〈書物のウェブ／知のネットワーク〉と交叉する学問の諸相をめぐって
Author(s)	野上, 潤一
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/59377">https://hdl.handle.net/11094/59377</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【23】

氏名	野上 潤一
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 25331 号
学位授与年月日	平成24年3月22日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化表現論専攻
学位論文名	中世後期学問史研究序説 —〈書物のウェブ/知のネットワーク〉と交叉する学問の諸相をめぐって—
論文審査委員	(主査) 教授 加藤 洋介 (副査) 教授 飯倉 洋一 講師 合山林太郎

## 論文内容の要旨

本論文は、日本中世後期（南北朝期から織豊期、ただし慶長年間を含む）の典籍間におけるジャンル横断的交渉の解明をもって、中世後期学問史研究の基盤構築を目指そうとするものである。（400字詰原稿用紙換算約1,070枚）

第一篇「清原宣賢周辺をめぐる学問の諸相」では、第一章で中世後期の享受例報告のない一条兼良『代始和抄』が、清原宣賢『日本書紀抄』をはじめとする中世後期古典学の諸典籍に利用されている実例を提示し、宣賢が実父吉田兼俱説も『代始和抄』から摂取して

いる事実を示す。合わせて宣賢による『代始和抄』書写年時から、『日本書紀抄』先抄本の成立が従来の説よりも限定可能であるとする。第二章では、多数現存する清原宣賢抄物の手控・聞書双方に、建仁寺桂林徳昌撰とされる中国史抄物『燈前夜話』が利用されていることを指摘し、中世後期の享受例報告のなかった『燈前夜話』が宣賢机右の書であったとする。第三章は『十七条憲法』の注釈書『聖徳太子御憲法玄恵註抄』に清原宣賢抄物や南都関係典籍による箇所が多数見られることを指摘し、宣賢の高弟であり南都住の林宗二をその編者候補とすることに妥当性があることを示す。第四章では鎌倉中期成立とされる教訓書『五常内義抄』が中世後期の諸ジャンルの典籍類に利用されている享受の実態を明らかにし、さらに『五常内義抄』引用が多数確認できる『聖徳太子御憲法玄恵註抄』での状況から、教訓書と憲法学との交叉という享受史上の特殊性と意義についても分析を試みる。

第二篇『燈前夜話』享受をめぐる学問の諸相」は、第一章で文明本『節用集』と『燈前夜話』の一致箇所を多数指摘し、これらが文明本『節用集』による『燈前夜話』利用であること、すなわち両者の先後関係が確定できることを示す。第二章では『聖徳太子御憲法玄恵註抄』が『燈前夜話』を多数引用している事実を提示し、同様に多数の利用が確認できる清原宣賢抄物との比較によって、『聖徳太子御憲法玄恵註抄』註釈の眼目の一端を推測する。さらに第三章では前章までの書に加え、『太平記賢愚抄』『榻鳴曉筆』『新式聞書』など多数の書に引用されていることを示したうえで、中世後期における『燈前夜話』享受の広がり、およびその重要性と特殊性について指摘する。

第三篇『太平記鈔』をめぐる慶長年間の学問の諸相」は、まず第一章において、これまで伝承に留まっていた日性『太平記鈔』編者説について、内部徴証と他の日性著作との比較考証を詳細に試みることによって、その伝承の妥当性を確認し、合わせて日性の学問および法華宗僧の学問の蓄積と『太平記鈔』生成の関わりを明らかにする。第二章は慶長年間に成立した謡曲註釈書『謡抄』が、『謡抄』註釈参加者である日性の『太平記鈔』および『謡抄』下命者豊臣秀次の侍医秦宗巴による『徒然草寿命院抄』において利用されていることを示し、従来その実態が知られなかった慶長年間における特定の人物関係や文化圏を背景とした学問の交叉について実証する。第三章では『太平記鈔』における『徒然草寿命院抄』利用、および『徒然草寿命院抄』と『太平記鈔』における『太平記賢愚抄』利用の事実を指摘し、日性と宗巴の人的交流があったことを可能性として提起する。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、従来の日本文学研究において等閑視されてきた諸典籍、すなわち有職書・清原宣賢関係抄物・古辞書・楽書・十七条憲法注・中国史抄物といった典籍類が、『源氏物語』註釈・『伊勢物語』註釈・『百人一首』註釈・『連歌新式』註釈・謡曲註釈・教訓書・太子伝・天台法華宗関係典籍・真宗談義本・『太平記』註釈・『徒然草』註釈といった古典学に幅広く利用されていたことを、文献の博捜を通じて各種典籍間の依拠関係および利用状況を提

示することによって実証的に明らかにしている。これらは中世後期における学問のあり方に関する新たな事実の発見であり、今後の研究の可能性を大きく切り拓く指摘である。中世後期という時代における学問が、現在の研究が前提としている諸ジャンルを越境して融通無碍に各種典籍を利用していたさまは、この時代の学問をめぐる環境の一端を垣間見させるものがある。またそれらの事実の発見に伴って、幾つかの典籍についての成立年時また享受の様相や伝本の伝流状況についても新知見を提示することに成功しており、今後の研究に資するところ多大であると思われる。

一方で事実の提示にとどまり、その分析が簡潔に過ぎていて、真意が測りにくい記述が少なからず見受けられる。数多の用例をもって論証する方法にも、もう少し工夫がほしいところである。学問としては逸脱とでも言うべき記事が横溢していることは、その事実の指摘は重要であるものの、それを編者の好尚という一点からのみ説明していることもやや物足りない。諸ジャンルが交叉する当時の学問のありようが、その学問の質的深化や展開にどのように寄与していたかという視点も必要であろう。

以上のような問題点を含むものの、本論文が日本中世後期という時代における学問状況に新たな光を当て、その一端を明らかにしたことは、研究史的にも大いに意義のあるものと認められるものであり、今後この分野の研究を展開させてゆくにあたり、その基盤を提供するものであると評価することができる。よって、本論文を博士(文学)の学位にふさわしいものと認定する。